第689回兵庫地方最低賃金審議会

議事録

令和８年10月１日（木） ９時56分～11時08分	
兵庫労働局　第３共用会議室	
公益代表委員	庭本委員、三上委員、山口委員
労働者代表委員	圓行委員、小菅委員、中西委員、堀井委員、森田委員
使用者代表委員	伊藤委員、倉本委員、松下委員、横井委員、吉川委員
事務局	金成労働局長、丸山労働基準部長、安積賃金室長、下風賃金指導官、 神藤労働基準監督官、村田労働基準監督官
（１）特定最低賃金の改正の必要性の有無の審議について （２）特定最低賃金の金額改正の審議等について （３）その他	
議　事　内　容	

○下風賃金指導官

それでは定刻より少し早いですけれども、皆様お揃いですので始めさせていただきます。各委員の皆様には、お忙しい中御出席いただきありがとうございます。

本日は、千田委員、坂本委員が御欠席ですが、審議会令第５条第２項の規定による定足数を充足しておりますことを、御報告させていただきます。

それでは、これからの議事進行につきまして、会長にお願いいたします。

○山口会長

おはようございます。

それでは、ただ今から、第689回兵庫地方最低賃金審議会を開会します。

各委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日の審議会につきましても公開としていますが、傍聴者の方におかれましては、受付でお渡ししている遵守事項に記載していますとおり注意事項を守って傍聴していただき、円滑な議事進行に御協力いただきますようお願いいたします。

それでは、議事次第（１）の「特定最低賃金の改正の必要性の有無の審議について」、に入りたいと思います。

「改正必要性の有無」については、各専門部会を設置して、それぞれの専門部会において審議を行ってまいりました。改正必要性の有無の審議について、全会一致で決議した場合には、最低賃金審議会令第６条第５項を適用し、必要性の有無の答申まで行うということとなりますが、全会一致とならなかった場合には、本日この本審で審議を行い、答申をさせていただくことになります。

今年の特定最低賃金の専門部会においては、申出があった７件について８月 19 日から慎重に審議をしていただき、自動車小売業を除く６件について、改正の必要性ありの結審に至り、続けて金額改正の審議を行っていただきました。

一方、自動車小売業については、改正の必要性の有無について、全会一致には至りませんでした。従いまして、本日の議題（１）として、自動車小売業についての最低賃金の改正の必要性の有無について審議を行っていただくことになります。

まず、この自動車小売業の専門部会報告について、事務局で読み上げていただき、その審議の経過や結果については、同部会から御報告いただきたいと思います。

事務局において、部会報告の読み上げをお願いいたします。

○下風賃金指導官

お配りしております兵庫地方最低賃金審議会第 689 回審議会資料の最後のページの 28 ページ目に報告文が付いております。

読み上げさせていただきます。

令和８年９月７日

兵庫地方最低賃金審議会

会長　山 口 隆 英　殿

兵庫地方最低賃金審議会

兵庫県自動車小売業最低賃金専門部会

部会長　坂本 知可

兵庫県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当専門部会は、令和８年７月 13 日、兵庫地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、兵庫県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	坂本知可	高階利徳	山口隆英
労働者代表委員	有川貴子	中西織絵	橋本欣也
使用者代表委員	東健一郎	倉本信二	三枝義幸

以上でございます。

○山口会長

それでは、部会長の坂本委員が本日は御欠席されておりますので、部会長代理である

私から自動車小売業についての審議経過について説明させていただきます。

審議内容について、専門部会については、８月 26 日、９月４日、９月７日の計３回開催されております。

改正の必要性の審議について集中して行いました。

１回目、８月 26 日の審議では労働者側は、兵庫県内の自動車ディーラーは営業職、整備職ともに人材確保が困難な状況が続いている中、多くの産業で賃上げが行われており、自動車小売業に十分な処遇改善が無ければ人材流出に拍車がかかり、高い専門性と責任が求められる中で、これに見合った賃金水準の確保は業界の持続的な発展に欠かせず、兵庫県の自動車保有台数は全国でも上位であることからも自動車小売業が担う役割は大きく、引上げが必要であるとの主張がなされました。一方、使用者側からは、原材料の高騰、価格転嫁の困難な状況下で企業の投資余力を奪うべきではなく、2025 年の全国の自動車販売業倒産件数は過去 10 年で最多であり、全国有数の中古車流通地域である兵庫県は厳しい状況下にあり、また流出の可能性がある整備士などの技能保有者は最賃額近傍の労働者に該当せず、地賃が大幅に引き上がっていることからも改正の必要はなしとの主張でした。

２回目、９月４日の審議では労働者側からの倒産件数について、中古車小売りの出店状況が適正な状態に戻ったことから中古車倒産の影響は既存の小売店の問題とは切り離して考えるべきであり、兵庫県の単純労働の賃金額と同じ地賃 1,116 円を提示する自動車小売り企業もある中で特賃は協定のない企業経営者の賃金への意識付けとなり、産業の将来を支える観点からも引上げが必要との主張がありました。一方、使用者側からは、整備士や営業職については、元々高い賃金水準であり、自動車小売業廃止等事業場数は、令和４年度以降、25 件、24 件、18 件、３件、18 件と推移しており厳しい状況であり、近隣の大阪府や京都府、愛知県でも必要性なしとなっていることから自動車小売業での特賃の役割は重要では無くなってきており、必要性なしとの主張でした。

３回目、９月７日の審議では、労働者側からは他産業の特賃でも厳しい経営状況下で地賃プラス１円で決定しているところもあり、自動車小売業だけが必要性なしとするのは労働組合のない自動車小売店を見捨てるようなものであり、今のままでは人材流出により人材の確保は困難になり、自動車小売業の衰退や地方の過疎化を招くため、改正は必要であるとの主張がありました。一方、使用者側からは大多数の整備士や営業は特賃を上回る賃金水準で雇用されていると考えられ、他産業の特賃は必要性ありとなったとのことだが業種により状況は様々であり、原材料費等の高騰、特定整備制度等に伴う技術投資コストの増大、地賃の大幅な引上げが続く中で、特賃を上乗せすることは中小零細企業に過度な負担となり、賃上げは各企業の業績等に委ねるべきであり、改正の必要性はないとの主張がありました。

以上のとおり、今年度の自動車小売業最低賃金改正の必要性については、審議を重ねたものの全会一致には至りませんでした。

ただ今の説明について、自動車小売業専門部会に出席された労使委員から付け加えて御説明いただくものはございませんか。

○倉本委員
　よろしいですか。使用者側の方から、一言だけ申し上げさせていただきたいと思います。
　今、審議の経過について御説明いただいたのですが、念押しみたいな形になってしまうのですけれど、自動車小売業を取り巻く経営環境、地域別最低賃金の引上げ状況、中小あるいは零細事業者を含む事業者の支払い能力を特に踏まえまして、業界全体として慎重に我々は検討してきたということでございます。その結果、今年度は改正の必要はないという使用者側の結論ということで申し上げさせていただいております。
　また、我々の主張は、企業や団体の個別の利益を理由として意見を述べたものではないということも念のため申し添えておきます。
　以上でございます。

○山口会長
　はい、ありがとうございます。その他にございませんでしょうか。
　御意見として賜りたいと思っております。労使双方、真摯に議論をしていただき、大変な決定をしていただいたと思います。
　この自動車小売業の改正必要性の有無については、3回にわたり専門部会において公労使で審議を尽くして、この専門部会報告に至ったものです。
　本日は、この専門部会報告について、御出席の本審委員の方からの御意見等をいただき、その後、部会報告の内容について労使委員の確認をとり、改正必要性の有無についての答申を行いたいと思います。ここで、労使それぞれで打ち合わせの時間は必要でしょうか。

○各委員
（申出なし）

○山口会長
　特に意見を求めるわけではないのですが、採決をする上での確認が必要かということです。よろしいでしょうか。
　では、労使双方から何か御意見等ございますでしょうか。

○各委員
（特になし）

○山口会長
　では、この専門部会報告の内容について労使各側の御意見を再確認したいと思います。ここで、双方の意見が一致しない場合は、全会一致の決議に至らず必要性が認めら

れない、という結論となります。
　それでは、まず、労働者側委員の方は兵庫県自動車小売業最低賃金の改正について必要性を認めるという御意見でよろしいでしょうか。

○労側委員
　はい。

○山口会長
　では、使用者側委員の方は兵庫県自動車小売業最低賃金の改正について必要性を認めないという御意見でお変わりないでしょうか。

○使側委員
　はい。

○山口会長
　ただ今、本審として、労使双方に専門部会報告の内容について、御意見を再確認させていただきましたが、結論としては全会一致には至らず、改正必要性ありとはなりませんでした。従いまして、本審議会での結論も、専門部会報告のとおり、自動車小売業最低賃金については全会一致に至らず、必要性ありとの結論に達し得なかったということになり、この内容で局長に答申を行うことになります。
　では、事務局は、この内容で答申文（案）の作成をお願いします。

○安積賃金室長
　はい、準備させていただきます。しばらくお待ちください。

（答申文（案）を会長に確認の上、出席者に配布）

○山口会長
　では、まず、答申文（案）の確認を行いたいと思います。
　事務局で、答申文（案）を読み上げてください。

○下風賃金指導官
　はい、読み上げさせていただきます。
　令和８年 10 月１日
　兵庫労働局長
　金成　真一　殿
　兵庫地方最低賃金審議会
　会長 山口　隆英

兵庫県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和８年７月 13 日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった兵庫県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、兵庫県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。

以上です。

○山口会長

ただ今読み上げていただいた、答申文（案）の内容でよろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○山口会長

それでは、答申文（案）から（案）を消したものを答申文として本審に答申することとします。事務局は準備をお願いします。

○安積賃金室長

はい。

では、会長と局長は前にお越しいただきまして、答申をよろしくお願いします。

（会長から労働局長に、答申文を手交）

（答申文の写しを出席者に配布）

○山口会長

それでは、議題（２）「特定最低賃金の金額改正の審議等について」に移ります。

各専門部会が金額改正の審議において全会一致で決議した場合には、その審議経過の報告を行い、全会一致で決議されなかった場合は、この本審において改正審議を行うことになっています。

事務局において、各専門部会での審議結果としての答申又は報告書について説明をしていただきたいと思います。

では、事務局から説明をお願いします。

○安積賃金室長

では、お手元にお配りさせていただいております第 689 回審議会資料を御覧いただきながら御説明させていただきたいと思います。

まず、表紙が第 689 回審議会資料と題した資料となりまして、１枚めくっていただき

ますと資料目次が付いております。右下にページ番号を付記しておりますので、そのページ番号に従って御説明させていただきたいと思います。次の１ページ目、２ページ目を御覧いただきますと、今年度の専門部会の委員の一覧表を付けております。

１ページ目の左上が地方最低賃金審議会、つまり、本審の委員の方でありまして、それ以外は各産業別の特定最賃の専門部会の委員の方の一覧となります。

委員の方のお名前の左横に、◎、〇と付しておりますが、下に説明書きをしていますとおり、◎が各部会長、〇が部会長代理ということになっております。

次に、３ページ目を御覧いただきたいと思います。こちらが、今年度申出いただきました７件の特定最低賃金につきまして、答申、改正、改定の状況を一覧表にしたものでございます。

今年度につきましては、申出をいただきました７件について、自動車小売業は、先程「改正必要性なし」ということで報告を受けての答申をしていただいたところとなっております。

次の４ページ目を御覧いただきますと、こちらが今年度の最低賃金審議会の開催状況を日付順に並べたものとなっております。それぞれ、開催日、主な議題、諮問・答申の状況も御確認いただけるかと思っております。

めくっていただいて、資料の５ページ目を御覧いただきたいと思います。こちらが、今年度の兵庫県最低賃金と産業別の特定最低賃金の審議状況を少しわかりやすくとりまとめた審議経過一覧表となります。一番上の項目欄を御覧いただきますと、左側から兵庫県、つまり地域別の県最賃がありまして、それから右に産業別の特定最賃としまして、塗料製造業、鉄鋼業というように産業別に取りまとめております。この表の上から３枠目のところに「改正の必要性」という欄がございますが、そこに記載していますとおり、７月 13 日に改正必要性及び金額改正にかかる諮問をさせていただきまして、最低賃金法第 25 条１項及び２項により専門部会設置の決議をいただきました。また、改正必要性の審議の段階から各専門部会で御審議をいただいております。

この表の真ん中辺りの下側に、左側の項目欄に「第１回から第５回までの専門部会」という欄がございますので、そこを御確認いただきたいのですが、これにつきましてはそれぞれの県最賃、特定最賃、業種ごとにつきまして専門部会を何月何日に開催したというような経過年月日を表記させていただいております。

改正必要性の審議につきましては、必要性審議が８月 19 日から９月７日まで延べ 11 回、年月日については、黄色に塗っていないところがこの審議のところとなります。金額改正の審議につきましては、黄色に塗りつぶしているところとなりまして、９月４日から９月 30 日まで延べ 11 回の審議をしていただいたところとなっております。

続きまして、６ページ目以降については、先程も一部、自動車小売業の読上げがありましたが、各専門部会ごとの報告書及び答申に至ったところにおいては答申文の写しをお付けさせていただいております。

また、御確認いただけたらと思っております。

資料関係につきましての御説明としましては、私からは以上となります。

○山口会長
　はい。ありがとうございます。ただ今、事務局から特定最賃の審議にかかる資料についての説明がありました。各委員の方から何か質問はございますでしょうか。

○各委員
（特になし）

○山口会長
　では、本審としての審議に入りたいと思います。自動車小売業以外の金額改正の審議を行っていただいた６つの専門部会の審議の経過や結果について、各部会長からそれぞれ報告をいただきたいと思います。
　まず、この６つの特定最賃の中で、「鉄鋼業」については、専門部会では採決により全会一致とならず、答申には至らず報告書のみいただきましたので、この本審で改正審議を行う必要があります。同部会の部会長の三上委員からその経過について御報告をいただき、答申文（案）を作成した上で、採決をしていきたいと思います。
　三上委員、よろしくお願いいたします。

○三上委員
　鉄鋼部会の部会長の三上です。
　今、御説明がありましたように、鉄鋼専門部会では金額審議は全会一致に至りませんでしたので、その結果について御報告します。
　審議の結果ですが、現行額 1,180 円、改正額 1,231 円、引上げ額プラス 51 円、プラス 4.32％という結果となりました。賛成多数により、令和８年９月 29 日結審。反対したのは、労働者側委員３名です。
　発効日は、令和８年 12 月１日の予定です。
　審議内容等については、専門部会は、８月 25 日に改正必要性審議、９月 15 日、９月 25 日、９月 29 日の３日間は金額審議の計４回開催いたしました。
　改正必要性の審議については、１回目、８月 25 日の審議において、労働者側から、生産年齢人口減少の中、人材確保・定着は最重要課題であり、鉄鋼業は高度な専門性が求められる上、過酷な環境での作業も多く、職務内容に見合う水準の賃金を確保する必要性があること、2026 年春闘の製造業全体の賃上げ率が５％台と高水準であること等から、改正の必要性ありとの主張がされました。
　一方、使用者側からは、各国の通商措置や、中東情勢等の先行きの不透明感は強く、鉄鋼需要は厳しい状況にあること、賃金の引上げは恒常的な固定費の増大となり、価格転嫁力の弱い中小企業ほど影響が大きいこと等を踏まえ、改正の必要性はなしと主張されました。
　その後、公労・公使協議を重ねた結果、地賃に対する優位性を維持する必要性につい

ては、労使の認識が一致し、改正の必要性ありということで合意がなされました。
続きまして、金額改正の審議についてです。１回目の９月 15 日の金額審議では、労働者側は、最賃改正申出時の労働協約最下限額 1,359 円への段階的な到達を目指しつつ、連合の春闘回答結果の賃金上昇率 5.01％を参考に、プラス 59 円の時間額 1,239 円を提示されました。
一方、使用者側は、中小零細企業の経営状況、雇用への影響等を考慮すべきであり、令和８年賃金改定状況調査結果の第４表①にある製造業の賃金上昇率3.3％を参考にプラス 39 円、時間額 1,219 円の提示がありました。
２回目、９月 25 日の金額審議では、労働者側からは、連合兵庫の春闘 300 人未満の賃上げ率 4.81％を考慮して、57 円引上げの 1,237 円を再提示されました。一方、使用者側からは、商工会議所の中小企業の賃上げ・賃金改定調査における労働者 20 人以下の企業の１年間の賃金改定率 3.52％を重視し、42 円引上げの 1,222 円が再提示されました。
それを受けて、３回目、９月 29 日の金額審議で、公労・公使協議を各２回実施した結果、労働者側は 53 円引上げ、使用者側は 48 円引上げまで歩み寄りをされましたが合意に至らず、双方から公益委員案の提示が求められた次第です。
これを受けて公益委員から使用者側が主張する 48 円引上げと同程度の影響率となる 51 円引上げの 1,231 円を提示いたしました。労働者側からは、物価の高騰や未組織労働者への波及等の観点から、51 円引上げの御意見については、受け入れが困難であるという主張がなされましたが、使用者側は賛成を表明されました。
その後、採決による賛成多数で公益案の 51 円引上げ、時間額 1,231 円で結審いたしました。
以上、報告です。

○山口会長
ただ今の報告につきまして、補足、御意見等ございますでしょうか。

○各委員
（特になし）

○山口会長
では、鉄鋼業の金額審議については、審議を積み重ね、先程の部会報告のとおり、労働者側、使用者側、双方の御主張は御理解いただいたところとは思います。
ここで報告文をもとに答申文（案）を作成していただき、採決に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。
まず、労使それぞれで打ち合わせの時間は必要でしょうか。

○労使委員

不要です。

○山口会長

では、採決に入りたいと思いますので事務局は、部会報告に基づいて答申文（案）を作成してください。

○安積賃金室長

はい、準備させていただきますので、しばらくお待ちください。

（答申文（案）を、会長に確認の上、出席者に配布）

○山口会長

それでは、事務局で、答申文（案）を読み上げてください。

○下風賃金指導官

はい、読み上げさせていただきます。

令和８年 10 月１日

兵庫労働局長

金成　真一　殿

兵庫地方最低賃金審議会

会長　山口隆英

兵庫県鉄鋼業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和８年７月 13 日付け兵労発基 0713 第１号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別　紙

兵庫県鉄鋼業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

１　適用する地域

兵庫県の区域

２　適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

（１）鉄鋼業

（２）純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（１）に掲げる産業に分類されるものに限る。）

３　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（１）18 歳未満又は 65 歳以上の者

（２）雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

（３）次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は賄いの業務

ロ 軽易な運搬の業務

４　前号の労働者に係る最低賃金額

１時間 １，２３１ 円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

６　効力発生の日

令和８年12月１日

以上でございます。

○山口会長

それでは、採決を行います。会長は採決の対象外です。採決は、挙手で行い、出席者の過半数で議決を行うということになります。賛成、反対いずれか一方に挙手をお願いします。

それでは、答申文（案）に反対の方、挙手をお願いいたします。

○労働者側委員

（反対に挙手）

○山口会長

はい、ありがとうございます。

答申文（案）に賛成の方、挙手をお願いします。

○使用者側委員、庭本委員、三上委員

（賛成に挙手）

○山口会長

はい、ありがとうございます。

賛成７票、反対５票で賛成多数と認めます。

それでは、答申文（案）から（案）を消したものを答申文とし、局長に答申させていただきます。事務局は答申文の準備をお願いいたします。

○安積賃金室長

では、答申させていただきたいと思いますので、会長と局長は前にお越しいただきまして、答申をお願いいたします。

（会長から労働局長へ答申文を手交）

（答申文の写しを出席者に配布）
○山口会長
　では、鉄鋼業の審議については、以上としたいと思います。
　続いて、すでに答申している他の５つの専門部会の経過について、その審議経過や結果を、各部会長から報告をいただきたいと思います。
　まずは、塗料製造業について、部会長の坂本委員から報告をお願いしたいところですが、本日御欠席されていますので部会長代理の庭本委員から御報告をお願いいたします。

○庭本委員
　はい、部会長代理の庭本から御報告させていただきます。
　まず、審議結果についてです。塗料製造業最低賃金の現行額は 1,158 円、改正額は 1,199 円、引上げ額プラス 41 円、3.54%プラス。これを全会一致により、令和８年９月 25 日結審いたしました。
　発効日は、令和８年 12 月１日となります。
　審議内容等についてです。専門部会は、８月 28 日に改正必要性審議、９月 15 日、９月 25 日に金額審議の計３回開催されました。
　改正必要性の審議について、１回目、８月 28 日の審議では、労働者側からは、塗料製造業に係る販売金額が増加傾向にあり、2026 年春闘においても高い賃上げ水準が維持されていること、労働者のセーフティネットを確保する必要や優秀な人材確保等の観点から、改正の必要性ありと主張がありました。
　一方、使用者側からは、原材料価格の高騰、地政学リスクに伴う溶剤不足や出荷統制、価格転嫁等、厳しい経営環境に直面しているものの、昨年までの協議経緯も踏まえて、優秀な人材確保、塗料業界の魅力向上、高度専門性の維持等、労使で共通する認識も多いことから、中小零細企業を重視した金額協議及び実績に基づいた協議が行えるのであれば、塗料製造業界の優位性の確保のためにも資するとして、改正の必要性ありとして全会一致で合意しました。
　次に、金額改正の審議についてです。
　１回目、９月 15 日の金額審議では、労働者側からは、各社の価格改定により塗料販売金額は 1.6%増となり、労働者の賃金についても連合集計では 2026 年春闘の賃上げ率 5.02%、300 人未満の中小企業では 4.70%、塗料業界の 2026 年春闘結果では、塗料部会加盟単組の加重平均として 4.65%という賃金改善が達成されていることや人手不足の環境下で、企業存続、売上、利益の向上に向けての人員確保、雇用定着化を図るためにも賃金引上げは必要と考え、引上げ額プラス 42 円、時間額 1,200 円の提示がありました。
　一方、使用者側からは、原材料価格高騰や中小零細企業を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、賃金改定状況調査第４表製造業Ｂランクの上昇率 3.3%を根拠として、38 円引

上げの時間額1,196円の主張がありました。
２回目、９月25日の金額審議では、労働者側からは、前回同様、プラス42円が再提示されました。塗料部会加盟組合の2026年春闘結果はプラス4.65％であり、労働者側が提示したプラス42円はプラス3.63％の引上げであり、業界実績を下回ることからも過大な要求ではないということでした。
使用者側からは、再検討の結果、苦渋の決断として、前回提示したプラス38円と同影響率の引上げ額の最高値であるプラス40円の時間額1,198円の再提示があり、これは、商工会議所の中小企業賃上げ・賃金改定調査における労働者20人以下の企業の１年間の賃金改定率3.52％とも合致して妥当な金額であるとのことでした。
その後、公労、公使協議を複数回行い、労使協議を行った結果、労使それぞれが歩み寄り、プラス41円、時間額1,199円で全会一致で結審しました。
以上、報告申し上げます。

○山口会長
ただ今の御報告につきまして、補足、御意見等、ございますでしょうか。

○各委員
（特になし）

○山口会長
続いて、「はん用機械器具等製造業」の専門部会について、部会長の三上委員から報告をお願いします。

○三上委員
それでは、はん用機械器具等製造業最低賃金専門部会の審議経過について報告します。
まず、審議結果ですが、現行額1,150円、改正額1,206円、引上げ額プラス56円、4.87％プラスということになりました。
全会一致により、令和８年９月30日結審しております。
発効日は、令和８年12月１日です。
審議内容等についてです。専門部会は、９月２日に改正必要性審議、９月17日、９月30日に金額審議の計３回開催しました。
改正必要性の審議についてです。９月２日の審議において労働者側からは、高水準の企業収益が経済を下支えしており、工作機械等の需要や設備投資による省略化など兵庫県下の景況は底堅く、はん用機械器具等製造業は高い専門性が求められ、生産年齢人口が減少する状況で地賃を上回る優位性が必要であり、また、技術・技能の維持、人材の確保・定着、産業の魅力を高める観点等から改正の必要性があるとの主張がされました。
一方、使用者側からは、エネルギー価格、原材料価格の高騰による物価上昇や、人件

費負担の増加により防衛的賃上げを余儀なくされる中小企業も少なくなく、経営環境は厳しいものの、優秀な人材の確保や業界の魅力向上という観点については労使で共通する認識であることから、中小零細企業に配慮し、影響率や未満率も考慮した上で、引上げ金額についてしっかりとした根拠を基に審議するのであれば、特賃改正の必要性ありと主張されたため、それを受けて全会一致で改正の必要性ありと合意しました。

金額改正の審議についてです。１回目、９月 17 日の審議では、労働者側は、最賃改正申出時の労働協約最下限額 1,231 円への段階的な到達を目指しつつ、連合の春闘回答結果の賃金上昇率 5.01％、プラス 58 円を基本とし、影響率が変わらないことから、プラス 60 円の時間額 1,210 円を提示されました。一方、使用者側は、兵庫県下の中小企業の賃上げ状況とのバランスを重視し、連合兵庫の 2026 年春闘 100 人未満の賃上げ率 4.07％を踏まえて、プラス 47 円、時間額 1,197 円を提示されました。

２回目、９月 30 日の金額審議では、労働者側から、地賃に対する優位性を維持する観点からプラス 57 円引上げの時間額 1,207 円が再提示され、使用者側からは、連合兵庫の 2026 年春闘 300 人未満の賃上げ率 4.81％を参考に、56 円引上げの時間額 1,206 円が再提示されました。その後、公労、公使協議を行いましたが、労使の隔たりは解消されず、最終的に公益側に判断が委ねられ、公益側からは、地賃の引上げ額が 56 円であること、連合兵庫の 2026 年春闘 300 人未満の賃上げ率が 4.81％であること、また、他産業の特定最低賃金改定状況との均衡を総合的に勘案し、56 円引上げの時間額 1,206 円を提示いたしました。当該公益案について労使双方が合意をいただき、時間額 1,206 円で全会一致となり結審いたしました。

以上、報告です。

○山口会長

ありがとうございます。

ただ今の報告につきまして、補足、御意見等ございますでしょうか。

○各委員

（特になし）

○山口会長

次に、「電子部品等製造業」の専門部会について、部会長の私から報告をさせていただきます。

電子部品等製造業最低賃金専門部会の審議結果については、現行額 1,117 円、改正額 1,173 円、引上げ額プラス 56 円、プラス 5.01％で全会一致により、令和８年９月 28 日に結審しております。

発効日は、令和８年 12 月１日となります。

審議内容については、専門部会は、８月 24 日、９月１日に改正必要性審議、９月 28 日に金額審議の計３回開催いたしました。

改正必要性の審議については、１回目、８月 24 日の審議において、労働者側からは改正の申出は労働協約ケースであり、最も低い協約額と現行の特賃とでは、183 円の差があり、労使交渉の手段を持たない未組織労働者へ波及させる必要があること、2026 年春闘は人手不足や物価上昇の継続で、昨年とほぼ同水準の５％超の引上げになっていること、労働条件引上げが人材確保の観点からも必要であることから、改正の必要性ありとの主張でした。

使用者側からは、物価動向等の下振れリスク等から景気の先行きは不透明感もあり、中小企業を中心にコスト上昇分の価格転嫁は難しい状況であり、人件費負担の増加が経営上の大きな課題となっていることから、特定最低賃金に関して改正の必要性はなしとの主張でした。

２回目、９月１日の審議において、労働者側からは特賃は未組織労働者にもその成果を波及させていくという役割があり、労働条件を引上げることは人材の確保や定着につながるだけでなく、電機産業の魅力を高め、電機産業では電機連合と使用者側との間で産業別最低賃金を設定しており、2023 年以降、高卒初任給の水準も意識しながら引上げており、産業別最低賃金も着実に引上げられてきていること等を総合的に踏まえ、改正の必要性はあるとの主張であり、使用者側からは当該産業は最低賃金近傍で働く労働者が多く、改正の必要性はないとの主張は前回同様で変わらないが、労働者側の意見もくみ取って改正の必要性を認めるとの主張があったことから労使の意見が一致し、改正の必要性ありとして全会一致で合意しました。

金額改正の審議についてです。９月 28 日の審議において、労働者側は現行の特賃の金額が地賃プラス１円であり、地賃よりも長期的な優位性を確保するため、地賃よりも上げ幅が大きい 58 円引上げの 1,175 円を主張されました。使用者側は、電子部品産業は重層的に中小零細企業が多く地賃が大幅に引き上がっている中で、大幅な特賃引上げは中小零細企業にとって大きな負担になりかねず、現在の経営環境を踏まえた上で、改正後の地域別最低賃金にプラス１円となる 56 円引上げの 1,173 円を主張されました。その後、公労、公使、労使の話し合いにて、労働者側が歩み寄りプラス 56 円の 1,173 円で三者合意となり全会一致で結審いたしました。

ただ今の報告につきまして、補足、御意見等ございますでしょうか。

○各委員
（特になし）

○山口会長

次に、「計量器等製造業」の専門部会について、部会長である私から報告をさせていただきます。

計量器等製造業最低賃金専門部会の審議結果についてです。

最低賃金は、現行額 1,117 円、改正額 1,173 円、引上げ額プラス 56 円、プラス 5.01％で、全会一致により、令和８年９月４日に結審いたしました。

発効日は、令和８年 12 月１日です。

審議内容についてです。専門部会は８月 20 日に改正必要性審議、９月４日に金額審議の計２回開催されました。

改正必要性の審議については、８月 20 日の審議において、労働者側からは物価上昇を背景に地賃が大幅な引上げが続いている中で、計量器等の業界は経済・社会活動に貢献する重要な存在で、労働者が誇りを持てるよう地賃に対して優位性のある特定最賃は今後も継続していく必要があり、地賃に対する優位性を維持することにより大阪などへの人材流出を防ぎ人材確保するために、今年度も金額改正の必要性があると主張されました。使用者側からは、現状認識は労働者側と同じで、労働者を採用するためには賃上げが必要な状況であることは理解しているが、地賃が大幅な引上げが続く中、地賃引上げへの対応だけでも困難な企業もあり、計量器等の適用労働者数は約 2,000 名と少ないものの、計量器、測定器、分析機器、試験機、測量機械器具製造と多種多様な業種や企業が一括りになっており、事情も様々であることから個別の企業で対応すべきであり、改正の必要性はないと主張されましたが、その後、公労、公使の協議を経て、特定最賃適用範囲の多様な業種のそれぞれの状況や実態がわかるような資料の提供をいただき、今後の計量器等特賃の枠組みの再編も含めて検討することを前提に、改正の必要性ありと認めたいと主張されたことから、全会一致で合意いたしました。

金額改正の審議についてです。９月４日の審議において、労働者側は、使用者側委員と協議した上で金額提示したいとの意向で、当初は金額提示を行わず、使用者側委員と協議後、地賃と同じ引上げ額のプラス 56 円、時間額 1,173 円を主張されました。使用者側は、改正申出のあった労働協約のある３社以外の、残り２割には多種多様な業種や企業が存在しており、一括りにして無制限に引き上げることはできないことが明確になったため、労働者側が提示した地賃と同じ引上げ額のプラス 56 円、時間額 1,173 円に同意すると主張されたため、56 円引上げの 1,173 円で全会一致となり結審いたしました。

ただ今の報告につきまして、補足、御意見等ございますでしょうか。

○各委員

（特になし）

○山口会長

よろしいでしょうか。では、続いて、「輸送用機械器具製造業」の専門部会について部会長は千田委員となりますが、本日、千田委員が御欠席ですので、部会長代理の三上委員から報告をお願いします。

○三上委員

はい、それでは報告させていただきます。

輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会の審議結果ですが、現行額 1,188 円、改正額

1,243円、引上げ額プラス55円、プラス4.63%で、全会一致により、令和８年９月16日に結審いたしました。

発効日は、令和８年12月１日です。

審議内容についてです。専門部会は８月19日、８月25日に改正必要性審議、９月14日、９月16日に金額審議の計４回開催しました。

改正必要性の審議についてです。１回目、８月19日の審議において労働者側から、製造物の受注・生産が一定程度確保されており、需要が旺盛である中で、人材の確保・定着、専門性が求められ、春闘の賃上げの流れを広く波及させることで経済の好循環にも資することから、改正の必要性ありという主張でした。使用者側からは、人材確保は個々の企業が対応すべきものであり、企業の経営環境は厳しく価格転嫁も十分ではないことから改正の必要性なしという主張でした。

２回目、８月25日の審議では、労働者側からは産業固有の賃金水準、労働力の確保、持続的な発展、技能・技術の継承等、必要な最低水準を定めることに意義があり、厳しい作業環境への対応、人材の確保・定着のためにも、改正の必要性があると主張され、使用者側からは当初、地賃の大幅な引上げで埋没する特賃も多く、その存在意義に疑問があり必要性が認められないと主張されましたが、公労、公使、労使会議を重ねた結果、改正の必要性ありということで、全会一致で合意いたしました。

金額改正の審議についてですが、１回目、９月14日の審議において労働者側からは、今年度の春闘の賃金上昇率がプラス5.01%の実態を踏まえ59円引上げの1,247円を主張されました。一方、使用者側は、企業の消費者物価指数は７%台であり、個別の企業の状況に応じた対応が必要であり、大幅な賃上げは難しいことから１円引上げの1,189円を主張されました。その後、公労、公使会議を経ましたが、金額の隔たりがあり、審議を継続することとなりまして、２回目、９月16日の審議では、労働者側から、連合春闘回答の300人未満規模の引上げ率4.69%を踏まえ、57円引上げの1,245円が再提示されました。使用者側からは、消費者物価指数が約２%となることを踏まえ、24円引上げの1,212円が再提示されました。公労、公使協議を行いましたが、金額の隔たりは埋まらず、労使より公益側に委ねる意見が出されました。それを受けて、公益側から、連合兵庫の春闘集計結果の賃上げ率 5.01%及び商工会議所発表の中小企業の賃上げ・賃金改定に関する調査結果の２年度比較の改定率 4.29%を参考にし、55 円引上げの1,243円を提示いたしました。その結果、公益案に対し、全会一致で結審いたしました。

以上、報告です。

○山口会長

ありがとうございます。ただ今の報告につきまして、補足、御意見等ございますでしょうか。

○各委員

（特になし）

○山口会長
　以上、各部会の経過等についての報告でございましたが、御意見、御質問等何かありますでしょうか。

○各委員
（特になし）

○山口会長
　このような審議結果になったということでございます。
　他になければ、議題（３）「その他」に移りますが、委員の方から何かございませんでしょうか。

○各委員
（特になし）

○山口会長
　事務局から何かありますでしょうか。

○安積賃金室長
　特にございません。

○山口会長
　それでは、本日の議題については終了したいと思います。
　次回の開催等について、事務局から説明をお願いいたします。

○安積賃金室長
　次回の審議会の日程についてですが、各特定最低賃金につきましては今後異議申出があった場合、異議審を 10 月 19 日（月）10 時から開催するということを予定しております。
　金額改正審議を行った各専門部会で結審しましてから 15 日間の異議申出期間を設定する必要がありますので、本日、最後の結審となりました鉄鋼業の答申を行っていただいたところですので、その場合の異議申出の申出期限が 10 月 16 日（金）となります。
　なお、例年、特定最低賃金の異議審につきましては、異議の申出がなかった場合は中止とさせていただいております。
　そのため、特に急ぎの審議事項もなく、異議の申出もなかった場合につきましては異議審を中止とさせていただき、その次の本審としましては３月初旬頃に別途日程を調整させていただきたいと考えております。その際の３月の本審では、次年度の特定最賃の

意向表明の確認、次年度の審議の進め方、実地視察予定等を議題として開催させていただきたいと考えております。
　その御確認をよろしくお願いいたします。

○山口会長
　では次回についてですが、特に現時点で早急に審議を要する事項はないと思われます。そのため、次回の 10 月 19 日の審議会については、異議申出がなければ中止で構わないと思いますが、よろしいでしょうか。

○各委員
　はい。

○山口会長
　また、中止した場合は、その次の本審は３月初め頃の開催としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○各委員
　はい。

○山口会長
　では、次回について、異議申出がなかった場合は３月初旬頃での開催としたいと思います。開催日時については、後日事務局で調整してください。
　また、次回も公開として開催することとします。
　他に事務局から何かありますでしょうか。

○安積賃金室長
　先程の補足になります。
　10 月 19 日予定の異議審についてですが、先程御説明させていただきましたように異議の申出期限が 10 月 16 日（金）となります。その土日を挟んで、10 月 19 日（月）の 10 時に異議申出の審議となりますので、中止となる可能性が高いのですが、中止となった場合の委員の皆様への御連絡について、少し追加で御説明させていただきたいと思います。今、考えておりますのが、10 月 16 日（金）の 17 時時点での申出が無かった場合は、その時点での状況を仮で皆様にメールでお知らせさせていただきたいと思っております。正式な決定は 16 日を過ぎないと御連絡させていただくことができないので、17 日（土）中に委員の皆様に正式にメールで御連絡させていただけたらと思うのですがいかがでしょうか。若しくは 18 日の朝にも御連絡したほうがいいのかどうか。その辺の連絡の方法につきましては、この本審が終わってからでもいいので事務局に御意見お伝えいただけたらと思います。

○山口会長
皆さんが連絡を受け取れる形にさせていただければと思いますので、よろしくお願いします。
それでは、最後になりましたが、局長から御挨拶の申出がございましたので、局長よろしくお願いいたします。

○金成労働局長
審議会の委員の皆様方には、日頃より最低賃金行政の円滑な推進に御理解、御協力をいただいておりますことに、深く感謝を申し上げます。
さて、兵庫県の特定最低賃金につきましては、本年７月 13 日に諮問させていただき、７件の特定最低賃金につきまして改正の必要性の有無の結審をいただき、その内６件につきましては、金額改正の審議を経て答申をいただいたところでございます。
地域別最低賃金の審議に引き続き、大変お忙しい中、例年以上に厳しい日程調整にも御協力いただきながら、慎重かつ精力的に御審議をいただきまして大変にありがとうございました。
また、各専門部会の委員を務めていただき審議会運営に御尽力を賜りましたが、本日はいらっしゃらない公労使各委員の皆様にもこの場をお借りして厚く御礼を申し上げます。今後は、12 月１日の発効に向けまして法令に基づき手続きを進めてまいりますとともに、最低賃金の周知と履行確保に重点を置いて、円滑な施行に取り組んでまいります。
特に、この特定最賃の周知につきましては、各業界団体の皆様との連携と御協力が重要でございますので、関係する業界団体の御協力をいただきますとともに、兵庫県各自治体、労使団体、皆様との連携と御協力をいただきながら、効果的な周知に努めてまいりたいと考えております。
また、兵庫県最低賃金につきましては、本年 10 月１日から、時間額 1,172 円で発効いたしました。
現在、労働局では労使団体、関係機関、県を始めとした各自治体の皆様に、改正額の周知について御協力を要請するとともに、３年連続で 50 円を超える大幅な引上げとなる中で、中小企業・小規模事業者に対する支援策の活用につきましてもあらゆる機会を通じて周知に取り組んでいるところでございます。
本年度最後の本審は来年３月に開催を予定しておりますが、例年どおりであるといたしますと、実質的な審議は本日が最後となります。
特定最低賃金の改正決定にかかる答申、並びに本年度の円滑な最低賃金審議会の運営にあたりまして、改めまして各委員の皆様の御尽力に対しまして、心から感謝を申し上げまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。
委員の皆様、大変にありがとうございました。

○山口会長

局長ありがとうございます。

では、本日はこれで終了といたします。

お疲れさまでした。どうもありがとうございました。

○各委員

ありがとうございました。

山口　隆英

森田　直樹

伊藤　　敦